令和８年度第３回食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

◎日時

2026年9月16日　14時00分～14時54分

◎場所

現地及びオンライン会議

事務局設置場所:中央合同庁舎第4号館 12階共用1203 会議室

(東京都千代田区霞が関3-1-1)

◎出席者（五十音順・敬称略）

大山和俊、折戸謙介、加藤くみ子、近藤麻子、瀧本秀美、田口貴章、堤智昭、中島美紀、野田隆志

◎事務局

及川仁　消費者庁食品衛生・技術審議官

髙江慎一 消費者庁食品衛生基準審査課長

坪井隆　消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長　ほか

○事務局　定刻となりましたので、ただいまから「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本部会はオンラインと対面を組み合わせて開催し、ライブ配信による動画中継での公開にて行わせていただきます。

はじめに、8月付で事務局の異動がございましたので、御報告いたします。

残留農薬等基準審査室長の坪井でございます。

○坪井室長　坪井でございます。よろしくお願いします。

○事務局　続きまして、本日の委員の皆様の出欠状況を御報告いたします。

本日は、須恵委員より御欠席との御連絡をいただいております。現時点で農薬・動物用医薬品部会の委員10名中9名の御出席をいただいており、部会委員総数の過半数に達しておりますので、食品衛生基準審議会令第６条の規定により、本日の部会が成立していることを御報告いたします。

なお、大山委員、折戸委員、加藤委員、近藤委員、瀧本委員、田口委員、中島委員、野田委員はオンラインでの御参加でございます。

続きまして、利益相反の状況について御報告いたします。

本日御審議いただく品目の関連企業等からの過去3年間における寄附金等の受け取りについて、事前に各委員に確認を行ったところ、該当はございませんでした。

それでは、以後の議事進行については堤部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○堤部会長　部会長の堤です。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○事務局　資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は「議事次第」「委員名簿」「オンライン会議の事前共有事項」のほか、資料1から3、「部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱い案」を御準備しております。

このうち、資料1-1から資料3-1が本日御審議いただく各品目の報告書案、資料1-2から資料3-2が各品目の食品安全委員会の通知書または評価書でございます。

お手元の資料に不足等がございましたら、事務局にお申しつけください。

また、会議の進め方の留意事項になりますが、オンラインで御参加の先生方におかれましては、本日の会議の進行については「オンライン会議の事前共有事項」に沿って進めますので、接続トラブルがあった場合等、御確認をよろしくお願いいたします。

審議中に御発言いただく際は、マイクをオンにして御発言いただき、発言が終わりましたらマイクをミュートにしていただきますようお願いいたします。また、チャット機能にて御連絡いただきました場合にも、随時対応いたしますので、必要に応じて御活用ください。

事務局からは以上でございます。

○堤部会長　ありがとうございます。

それでは、早速審議に入りたいと思います。本日は、議題1としまして、農薬3品目の審議を行います。

なお、部会資料の作成に当たりまして、関係委員の方に御検討いただき、事前にいただいた意見を踏まえた上で、本日の資料としております。

それでは、農薬「スルホキサフロル」の審議に入りたいと思います。　事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局　それでは、資料1-1を御覧ください。

本品目については、適用拡大申請に伴う基準値設定依頼がなされたことから御審議いただくものでありまして、令和6年9月部会以来5回目の審議となります。また、報告書は簡易版としております。

1ページ目を御覧ください。項目1「概要」ですが、化学名について記載整備を行っています。構造式や物性については、変更はございません。

項目2「適用の範囲及び使用方法」については、後ほど説明いたします。

項目3「代謝試験」については、変更はありませんが、化学名を一部修正しておりますので、2ページ目に示していますように「代謝物略称一覧」を記載しております。

項目4「作物残留試験」については、国内でパイナップルといちじくの試験成績を追加しています。これを基に基準値案を設定しております。これも後ほど説明いたします。なお、分析法については、変更はございません。

項目5「畜産物における推定残留濃度」については、前回から変更はございません。

項目6「許容一日摂取量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)の評価」についても、前回から変更はございません。

項目7「諸外国における状況」についても、前回から変更はございません。

項目8「残留の規制対象」はスルホキサフロルでありまして、これも前回から変更はありません。

3ページ目を御覧ください。「(2)基準値案」については、別紙3において後ほど説明させていただきます。

項目9の「暴露評価対象」はスルホキサフロルであり、これも前回から変更はありません。選定理由については、記載整備を行っております。「(2)暴露評価結果」の「①長期暴露評価」については、一番高い幼小児で38.5%です。

4ページ目が「②短期暴露評価」です。これも特に問題はございません。

では、別紙について説明いたします。

まず、5ページ目を御覧ください。別紙1-1には、国内での適用作物及び使用方法が記載されています。今回適用拡大申請されたパイナップルといちじくについては、7ページ目に網掛けで示しております。8から10ページ目の別紙1-2には、米国での使用方法が示してあります。11ページ目の別紙1-3には、台湾での使用方法を記載しております。

12ページ目からの別紙2-1に、国内での残留試験結果がまとめられております。今回適用拡大申請されたものは、15ページ目の網掛けで示しております。16ページ目からの別紙2-2には米国での残留試験結果が示されておりまして、20ページ目からの別紙2-3には台湾での残留試験結果が記載されています。

21ページ目からが別紙3で、基準値案です。

23ページ目を御覧ください。今回適用拡大申請されたパイナップルについて、基準値を前回の0.1 ppmから0.5 ppmに変更し、太枠で示しております。続いて、いちじくを設定根拠とするその他の果実の基準値を2 ppmから3 ppmに変更し、これも太枠で示しております。ほかの品目については、変更はございません。

25から27ページが別紙4です。長期暴露評価の詳細で、推定摂取量の結果を示しております。

28から29ページが別紙5-1です。30～31ページが別紙5-2です。いずれも短期暴露評価の推定摂取量の詳細を示しております。

最後に、35から41ページが答申案です。

事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
○堤部会長　ありがとうございました。
本品目ですが、適用拡大に伴い審議するもので、本部会におきまして5回目の審議となります。前回審議時からの変更点を中心に審議を進めます。事務局から説明もありましたとおり、本部会での審議後に食品健康影響評価の要請を行うものとなっております。
それでは、順を追って審議を行いたいと思います。
まず1ページ目、項目1「概要」になります。こちらは、化学名が優先IUPAC名（PIN）に従いまして、変更されております。そのほか、構造とか物性については変更がないとのことですが、委員の先生方、こちらに御意見等はございますか。よろしいでしょうか。
なければ、項目2「適用の範囲及び使用方法」に移りたいと思います。
こちらにつきましては、国内の適用の範囲及び使用方法につきまして、パイナップルといちじくが追記されております。別紙1-1、7ページの網かけの部分が追記となっております。委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
なければ、項目3「代謝試験」に移りたいと思います。
2ページ目の「代謝物略称一覧」の化学名がPINに従いまして変更されているとのことになっています。委員の先生方、何かございますか。よろしいでしょうか。
なければ、項目4「作物残留試験」に移りたいと思います。
分析の概要は変更なしということで、作物残留試験の新たな成績が追記されております。こちらにつきましては、国内の作物残留試験になりまして、別紙2-1、15ページでパイナップルといちじくの結果が追記されまして、網掛けになっているかと思います。御意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。
なければ、項目5「畜産物における推定残留濃度」に移ります。
こちらは、変更なしということなので、次に行きます。
項目6「許容一日摂取量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)の評価」、項目7「諸外国における状況」も変更なしということですので、項目8「残留規制」に移りたいと思います。
残留規制ですが、規制対象は親化合物のみで、前回から変更はありませんが、選定理由について、記載整備が行われております。
基準値案については、別紙3、21から23ページを見ていただきたいのですが、基準値の見直しがあったものが太枠で示されています。パイナップルとその他の果実になります。
こちらにつきまして、今回提出されました作物残留データを用いて基準値案が導出されております。
なお、先ほど説明がありましたように、その他の果実については、今回提出のあったいちじくのデータが用いられているかと思います。委員の先生方、いかがでしょうか。
○大山委員　大山ですが、よろしいでしょうか。
○堤部会長　大山先生、お願いいたします。
○大山委員　別紙3の21ページなのですが、レタスのところを見せていただきたいのです

が。
○堤部会長　21ページのレタスですね。
○大山委員　これの作残値は、サラダ菜だけ表示されているのですが、リーフレタスもあったように思うのですが、御確認いただけませんでしょうか。多分、表示されていないだけかと思っていますが。
○事務局　そうです。済みません。表示されていないだけです。修正しておきます。
○大山委員　そうですか。
○堤部会長　確かに別紙2-1を見ると、リーフレタスでは二重丸となっております。多分、表示の問題でこの後が切れていると思いますので、後ほど確認します。
　大山先生、ありがとうございました。
○大山委員　お願いします。
○堤部会長　そのほかの先生方、何かございますか。よろしいでしょうか。
　なければ、項目9「暴露評価」に移りたいと思います。
　暴露評価につきましても、評価対象につきましては、前回同様、親化合物のみとなって、変更はありません。選定理由について、記載整備されております。
　長期暴露評価の結果ですが、3ページの下の表を見ていただけると、最大のものが幼小児で、対ADI比が38.5%となっているかと思います。その詳細につきましては、別紙4、25から27ページに長期暴露の詳細が示されております。
　また、短期暴露評価につきましても、いずれの集団でもARfDを超えておらず、詳細につきましては、別紙5-1、28～31ページに詳細が示されております。御意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。
　そのほか、全体を通しまして御意見等があれば、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。
　ないようでしたら、先ほど大山委員に御確認いただいた修正をもって確定させていただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。
（「異議なし」と声あり）
○堤部会長　ありがとうございます。
　それでは、次の農薬「フェンメゾジチアズ」の審議に移りたいと思います。事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。
○事務局　資料2-1を御覧ください。
　本剤は、新規の農薬登録申請に伴う農産物及び畜産物への基準値設定依頼で御審議いただくもので、初回の審議になります。
　1ページ、項目1「概要」です。用途は、メソイオン系化合物の殺虫剤です。化学名、構造式及び物性については、記載のとおりです。
　2ページ、項目2「適用の範囲及び使用方法」は、別紙1のとおりで、後ほど説明します。
　項目3「代謝試験」です。植物代謝試験が水稲で実施され、可食部で親化合物の残留が認

められ、10％TRR以上認められた代謝物はありません。家畜代謝試験が泌乳山羊で行われ、可食部で親化合物の残留が認められ、10％TRR以上残留した代謝物は、代謝物M1でした。

代謝物の略称一覧表と、残留試験の分析対象となっている代謝物の構造を記載しています。

3ページ、項目4「作物残留試験」です。分析対象はフェンメゾジチアズ、代謝物M2及び代謝物M12です。残留試験結果の別紙2については、後ほど説明します。

項目5「畜産物における推定残留濃度」です。乳牛でフェンメゾジチアズ、代謝物M1、代謝物M14が測定されています。分析方法は記載のとおりです。4ページ、家畜残留試験結果を表1に示しました。5ページ、飼料中の残留農薬濃度を記載しています。続いて、推定残留濃度について、表2-1に牛、表2-2に豚の推定残留濃度を示しました。

項目6「許容一日摂取量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)の評価」については、食品健康影響評価でADIは0.04 mg/kg体重/日、ARfDは0.1 mg/kg体重と評価されています。

6ページ、項目7「諸外国における状況」です。国際基準は設定されておらず、調査したいずれの国及び地域においても、基準値は設定されていません。

項目8「残留規制」です。残留の規制対象は、フェンメゾジチアズとし、設定理由は記載のとおりです。基準値案は、別紙3になりますので、後ほど説明します。

項目9「暴露評価」について、暴露評価対象はフェンメゾジチアズとし、設定理由は記載のとおりです。

7ページ「暴露評価結果」です。長期暴露評価では、EDI試算で、最も多い幼小児で0.4％となりました。短期暴露評価については、各食品の短期推定摂取量は急性参照用量を超えていないことを確認しています。こちらは、後ほど別紙4及び別紙5で説明します。

それでは、別紙について説明します。

8ページ、別紙1に、適用の範囲及び使用方法を示しました。

9ページ、別紙2に国内の作物残留試験の結果を示しました。

10ページ、別紙3に基準値案を示します。米は作物残留試験の結果から、畜産物は推定残留濃度から基準値を設定する案としております。

11ページ、別紙4に長期暴露評価の推定摂取量を示します。幼小児の対ADI比が0.4％で、最も高くなりました。

12ページ、別紙5-1及び13ページ、別紙5-2に短期暴露評価の推定摂取量を示します。対ARfD比は、国民全体及び幼小児のいずれも問題はありませんでした。

最後に、16ページ、答申案を示します。

事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○堤部会長　ありがとうございました。

本剤は、本部会におきまして初回の審議となります。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず、1ページ目の項目1「概要」ですが、本剤ですが、メソイオン系化合物の殺虫剤と

なります。化学名、構造式、物性が示されております。

委員の先生方、御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、2ページ目、項目2「適用の範囲及び使用方法」に移りたいと思います。別紙1、8ページを見ていただきたいと思うのですが、こちらに適用の範囲及び使用方法が示されておりまして、稲を対象に、製剤としてフロアブルと粒剤が示されているかと思います。

こちらにつきまして、御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、項目3「代謝試験」に移りたいと思います。

「(1)植物代謝試験」ですが、こちらは水稲で実施されておりまして、親化合物の残留が可食部で認められておりまして、10%TRR以上認められた代謝物はないとのことです。また、2つ目の家畜代謝試験については、泌乳山羊で実施されておりまして、親化合物のほか、10%TRR以上認められた代謝物が代謝物M1となっております。

委員の先生方、御意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

○大山委員　大山ですが、よろしいですか。

○堤部会長　はい。

○大山委員　今ちょうど表示されているところで、家畜代謝のところに「可食部におては」と書いてありますので、修文をお願いします。

○堤部会長　脱字で「い」が抜けている。「において」ですね。

○事務局　御指摘ありがとうございます。

○堤部会長　大山先生、ありがとうございます。

○大山委員　お願いします。

○堤部会長　そのほか、何か御意見はございますか。

ないようでしたら、項目4「作物残留試験」に移りたいと思います。

分析法の概要につきましては、親化合物のほか、代謝物M2と代謝物M12が対象になっております。

分析法の概要が、その下に記載されているかと思います。

作物残留試験につきましては、別紙2、9ページを見ていただきたいのですが、水稲で作残試験が実施されておりまして、その結果が示されているかと思います。

何か御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、項目5「畜産物における推定残留濃度」に移りたいと思います。

分析法の概要については乳牛が対象となっておりまして、記載の親化合物のほか、代謝物M1と代謝物M14が分析対象となっておりまして、その下に分析法の概要が記載されているかと思います。家畜残留試験の結果ですが、4ページを見ていただくと、表1に残留濃度の結果が示されております。検出されているのは、親化合物が肝臓と腎臓です。また、乳の一番高い投与群で親化合物が検出されているかと思います。これらの結果を用いて推定した推定残留濃度が、5ページ目の表2-1と表2-2になります。表2-1が牛で、表2-2が豚です

が、こちらに示されております。

委員の先生方、何か御意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、項目6「許容一日摂取量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)の評価」に移りたいと思います。

こちらについては、食品安全委員会の評価書から引用されております。ADIが0.04 mg/kg体重/日となっておりまして、ARfDが0.1 mg/kg体重となっていると思います。

委員の先生方、御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら項目7「諸外国における状況」に移りたいと思います。

こちらですが、国際基準は設定されておらず、また、主要5か国についても基準値は設定されていないとのことです。

こちらについて、御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

なければ項目8「残留規制」に移りたいと思います。

規制対象ですが、農作物と畜産物におきまして親化合物のみとなっており、選定理由については、主として親化合物の残留が認められたと記載されているかと思います。「(2)基準値案」につきましては、別紙3、10ページを見ていただければと思いますが、米は、一番上、作残試験の結果から、その下の畜産物については、推定濃度から基準値を導出しているかと思います。

何か御意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

ないようでしたら項目9「暴露評価」に移りたいと思います。

まず「(1)暴露評価対象」につきましては、農作物と畜産物で親化合物のみとなっています。選定理由がその下に記載されておりまして、主な残留物は親化合物であったと記載されているかと思います。「(2)暴露評価結果」につきましては、長期暴露評価の表が7ページに記載されておりまして、対ADI比で最も高かったのは幼小児の0.4%となっております。こちらも詳細につきましては、別紙4、11ページを見ていただくと分かるかと思うのですが、そちらに詳細が示されております。また、短期暴露評価につきましても、いずれの集団でもARfDを下回っているということで、こちらの詳細は、別紙5-1と別紙5-2、12ページと13ページになるかと思います。

こちらについて、何か御意見等がございましたら、お願いいたします。

そのほか、全体を通して御意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、大山委員に御確認いただきました修正をもって確定させていただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堤部会長　　ありがとうございます。

それでは、次の農薬「メフェントリフルコナゾール」の審議に入りたいと思います。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局　それでは、資料を御覧ください。

本品目については、適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及びインポートトレランスに関わる要請がなされたことから御審議いただくもので、令和5年2月部会以来3回目の審議となります。また、報告書は簡易版となります。

1ページ目の項目1「概要」ですが、特に変更はありません。

項目2「適用の範囲及び使用方法」については、後ほど御説明いたします。

項目3「代謝試験」については、変更はありませんが、JMPR評価書の略称が設定されたので、追記いたしました。

2ページ目の項目4「作物残留試験」、分析の概要について、国内及び海外の分析法に一部変更がありましたので、追記しています。4ページ目の「作物残留試験結果」については、国内はトマト、きゅうりなど、海外はホップ及びオリーブの試験成績を追加しています。これについては、後ほど別紙2-1、別紙2-3で御説明いたします。

項目5「畜産物における推定残留濃度」は、分析の概要に変更はありません。家畜残留試験について、表1に、乳牛を用いた残留試験結果を示しております。国際基準が新たに設定されたことを考慮し、親化合物、代謝物FO22の合計値だったものを、それぞれ抱合体を含む値の合計に変更しました。合計の計算方法は、表の下に注釈してあります。6ページ目の「産卵鶏を用いた残留試験」についても、同様にしております。8ページ目の「推定残留濃度」については、JMPRの牛、米国牛及びJMPRの鶏の推定残留濃度を表3-1、表3-2及び表3-3に記載しております。

項目6「許容一日摂取量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)の評価」については、変更はございません。

9ページ目、項目7「諸外国における状況」では、2023年及び2024年に国際基準が設定されました。そのほかは、変更はありません。

項目8「残留規制」です。規制対象は親化合物であり、前回から変更はありません。選定理由は記載のとおりです。

項目9「暴露評価」です。暴露評価対象は、農産物にあっては親化合物のみで変更はありませんが、畜産物については、抱合体を含む親化合物、及び抱合体を含む代謝物FO22の合計と設定しました。選定理由は記載のとおりです。

次の「長期暴露評価」において、最も高い対ADI比を示したのは、幼小児の48％でした。

別紙1-1は、国内での適用作物及び使用方法を記載し、今回基準値設定の依頼があったものを網掛けで示しています。別紙1-2以降に、海外の作物の使用方法を示しており、新たに別紙1-4として、EUのオリーブ及びホップの使用方法を記載しています。

別紙2-1に、国内での作物残留試験結果を示し、新たに提出された結果を網掛けしています。別紙2-3には、EUのオリーブ及びホップの残留試験結果を記載しています。

続いて、別紙3の基準値案を御説明いたします。今回、基準値設定依頼のあった食品に

「申」インポートトレランス申請があった食品に「IT」と記載し、見直した基準を太枠で囲んでいます。農産物については、申請のあった食品は提出されたデータに基づいて設定、それ以外は国際基準に基づいて設定案を示しています。パッションフルーツについては、米国作物分類の変更により、米国基準値のグループから外れてしまったため、基準値を削除いたしました。畜産物については、国際基準の規制対象は親と抱合体であることから、親のみに換算した値と現行の基準値を比較し、高い値を参照して基準値を設定しました。※1をつけたものは、国際基準を参照して基準値を設定しております。その計算方法を下の注釈に示しています。

別紙4に、長期暴露評価の結果を示します。幼小児で最も高いADIとなりました。

最後に、答申案を示します。

事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○堤部会長　ありがとうございます。

本品目ですが、適用拡大及びIT申請に伴い、審議するもので、本部会におきまして3回目の審議となりますので、前回審議時からの変更点を中心に審議を進めたいと思います。

事務局から説明があったとおり、本部会での審議後に食品健康影響評価の要請を行うものです。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

最初に1ページ目、項目1「概要」は変更なしということですので、次に行きたいと思います。

項目2「適用の範囲及び使用方法」になります。こちらは変更がありまして、別紙1-1、11ページに国内で追加があったトマト、ピーマン、きゅうり、メロン、いちご等について、使用方法が網かけで示されております。また、別紙1-4、15ページにはIT申請がありましたEUのオリーブとホップの使用方法が示されているかと思います。

委員の先生方、何か御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、項目3「代謝試験」に移りたいと思います。

こちらは軽微な変更があったということで「代謝物略称一覧」のJMPRの評価書の略称が追記されたとのことですが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

それでは、2ページ目の、項目4「作物残留試験」に移ります。

国内の作残試験の方法につきましては、追加があった試験について、分析対象と分析法の概要が記載されております。また、3ページ目、海外の作物残留試験の方法についても、追加があった分析法について、分析対象と分析法の概要が記載整備されています。「(2)作物残留試験結果」につきましては、別紙2-1、16ページになるかと思います。こちらに追加があった、提出された作物残留試験の結果、トマト、なす、すいか、いちご等について示されており、網掛けで示されております。また、別紙2-3、22ページには、IT申請がありましたEUのオリーブとホップの作残試験結果が網掛けで示されているかと思います。

何か御意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、項目5「畜産物における推定残留濃度」に移りたいと思います。

「(1)分析の概要」につきましては変更なしということで「(2)家畜残留試験」について、記載整備がなされております。残留試験のデータ自体は、前回と同じものだと思うのですが、国際基準が設定されたということで、それに合わせまして、5ページ目の表１が見直されております。親化合物と代謝物FO22の合計につきまして、それぞれ抱合体を含む合計値に変更されているかと思います。産卵鶏についても同様にして、7ページ目の表で、見直して記載を整備しているかと思います。

これらの作残で残留データを使用しまして、推定した残留濃度が8ページになります。

表3-1と表3-2に牛の濃度が記載されておりまして、表3-1が飼料由来負荷としてJMPRの値、表3-2が米国の値を使った場合の推定残留濃度となっているかと思います。また、表3-3には、鶏におけます推定残留濃度が記載されております。

委員の先生方、御意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、項目6「許容一日摂取量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)の評価」に移りますが、こちらは変更なしということですので、飛ばして、項目7「諸外国における状況」に移りたいと思います。

こちらにつきましては、2023年と2024年に国際基準がレタスと小麦等に設定されたということで、そのほかについては、主要5か国については特段変更がないということになっています。

委員の先生方、何かございますか。よろしいでしょうか。

なければ、項目8「残留規制」に移りたいと思います。

「(1)残留の規制対象」については、前回より変更はなく、親化合物のみとなっており、選定理由が記載整備されております。「(2)基準値案」については、別紙3、23から26ページまでに記載されておりまして、変更のあった基準値案が黒枠で示されております。基準値設定依頼のあったものに「申」のマークがついているほか、IT申請があったもの、こちらは25ページになるかと思いますが、EUのIT申請のものが「IT」とされているほか、国際基準を採用した食品などで基準値が変更になっているかと思います。

また、先ほど説明があったように、25ページのパッションフルーツについては、米国の作物分類の変更に伴いまして、基準値が削除されております。今後、一律基準で管理されることになるかと思います。

そのほか､26ページの畜産物につきましては､国際基準を参照したものにつきましては、規制対象の違いを考慮して、親化合物に換算した値を算出して、現行の基準値と比べて高いほうを基準値案としているとのことです。換算については､脚注の下の※1に示されている換算係数を用いているとのことです。

委員の先生方、御意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

○大山委員　大山ですが。

○堤部会長　お願いします。

○大山委員　とても細かいことなのですが、1つ確認させていただきたいのですが、26ページの脚注で、はちみつの※2なのですが、これの参照している基本原則の日付が前回報告書と異なっているのですが、これの記載ルールはどういうことになっていましたか。
○堤部会長　ありがとうございます。
　こちらは、自分も気づかなかったのですが、今すぐ分かりますか。
○事務局　これは、昔の報告書の日付が書いてあったのですが、新しい報告書の日付である令和６年６月 25 日にしました。
○堤部会長　最新のものは6月25日ですね。
○事務局　そうです。
○堤部会長　大山先生、最近のものが6月25日だと思いますので。
○大山委員　それは存じているのですが、これまでのルールだったら、はちみつの基準値が設定された当時の文章を記載するということだったように思いますので、確認だけさせていただいたのですが、最新のものを記載するということになったのであれば、今後そのように考えておきたいと思います。
○堤部会長　ありがとうございました。すぐに分かりますか。
○事務局　済みません。これは持ち帰って確認します。
○堤部会長　大山先生、記載のルールにつきまして、後ほど事務局のほうで確認させていただくということでよろしいでしょうか。
○大山委員　はい。お願いします。
○堤部会長　ありがとうございます。そのほか、先生方、何かございますか。
　よろしいでしょうか。
　なければ、項目9「暴露評価」に移りたいと思います。
　暴露評価対象については､農作物については親化合物のみで変更はないとのことですが、畜産物につきましては、国際整合を考慮して、親化合物と代謝物F022、それぞれ抱合体を含む合計としているとのことです。選定理由については、記載整備がされて、その下に記述されております。
　長期暴露評価につきましては､10ページの表にございますように､対ADI比は幼小児で最大となりまして､48％となっております。こちらの詳細については、別紙4、27から29ページに記載されております。ARfDについては設定の必要はないと思います。
　委員の先生方、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。
　全体を通して、そのほかに御意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。
　それでは、先ほど大山委員に御確認いただいた修正をもちまして確定させていただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堤部会長　ありがとうございます。

それでは、本日の審議事項ですが、全て御議論いただきました。

審議結果の食品衛生基準審議会での取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　事前に送付しております「部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱い案」を御覧ください。

令和6年4月10日に了承されました「食品衛生基準審議会における確認事項」において、本部会及び食品衛生基準審議会における審議、報告等の取扱いが規定されており、資料中の表の右側に、本日の部会で御審議いただいた農薬3品目について、いずれの区分にて取扱うかの原案を御用意させていただきました。

部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱いについて、議題1の部会審議事項であるスルホキサフロル、フェンメゾジチアズ、メフェントリフルコナゾールについては、今後、食品安全委員会への意見聴取を行うものも含め「食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度」に該当するものとして、区分4(報告)としております。

なお、今後、食品安全委員会へ意見聴取予定であるスルホキサフロル、メフェントリフルコナゾールについて、食品健康影響評価の結果に変更が生じるようであれば、再度部会での御審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○堤部会長　ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のあった食品衛生基準審議会での取扱原案につきまして、御質問、御意見等はございますか。

特になければ、本部会として、取扱案で審議会長の承認を得たいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局から今後の手続について、説明をお願いいたします。

○事務局　本日御審議いただきました農薬3品目につきましては、いずれも修正の必要ありとされましたので、御確認いただいた修正版をもって確定させていただきます。

今後の手続につきましては、食品安全委員会への意見聴取、パブリックコメント・WTO通報、厚生労働省協議等、必要な手続を進める予定でございます。

○堤部会長　ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

事務局からほかに何かございますか。

○事務局　次回の開催日程等につきましては、改めて御連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○堤部会長　ありがとうございます。

本日の議題は全て終了いたしましたので、以上をもちまして、本日の部会を終了したいと思います。

お忙しい中、委員の先生方、御出席いただきありがとうございました。

それでは、御退室のほどよろしくお願いいたします。お疲れさまでした。